（危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに安全政策調整官、国際業務調整官、首席運航労務監理官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務）

第九十六条　（略）

2～5　（略）

6　船舶安全基準室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～三　（略）

四　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

7～12　（略）

（海洋開発戦略室、環境涉外室及び技術企画室並びに環境政策推進官及び先進船舶企画調整官）

第九十七条　海洋・環境政策課に、海洋開発戦略室、環境涉外室及び技術企画室並びに環境政策推進官及び先進船舶企画調整官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（先進船舶企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

7・8　（略）

9　先進船舶企画調整官は、先進船舶に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官及び労働環境技術活用推進官）

第九十八条　船員政策課に、労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官及び労働環境技術活用推進官それぞれ一人を置く。

2　労働環境対策室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船員手帳に関すること（安全政策課及び労働環境技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～6　（略）

7　労働環境技術活用推進官は、新技術を利用した船員の労働環境の改善に関する事務をつかさどる。

（危険物輸送対策室及び登録測度室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官）

第百三条　（略）

2～5　（略）

6　船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　次に掲げる事項の執行に関すること。

イ～ニ　（略）

ホ　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）

二～四　（略）

7～9　（略）

（危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに安全政策調整官、国際業務調整官、首席運航労務監理官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務）

第九十六条　（略）

2～5　（略）

6　船舶安全基準室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～三　（略）

四　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技・振興課の所掌に属するものを除く。）。

7～12　（略）

（海洋開発戦略室、環境涉外室及び技術企画室並びに環境政策推進官）

第九十七条　海洋・環境政策課に、海洋開発戦略室、環境涉外室及び技術企画室並びに環境政策推進官一人を置く。

2～5　（略）

6　技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　（略）

7・8　（略）

（新設）

（労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官）

第九十八条　船員政策課に、労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官一人を置く。

2　労働環境対策室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船員手帳に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～6　（略）

（新設）

（危険物輸送対策室及び登録測度室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官）

第百三条　（略）

2～5　（略）

6　船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　次に掲げる事項の執行に関すること。

イ～ニ　（略）

ホ　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技・振興課の所掌に属するものを除く。）

二～四　（略）

7～9　（略）